

○財務省告示第二百六十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年八月十八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三

十四回、第三百三十五回、第三百三十七回、第三百三十八回、第三百三十九回、第四百回、第四百一回、第四百二回、第四百三回、第四百四回、第四百五回、第四百六回、第四百七回、第四百八回、第四百九回、第五百回）及び利付国庫債券（三十年）（第七回、第十四回、第二十一回、第二十八回、第二十九回、第三十回、第三十二回、第三十三回、第三十四回、第三十五回、第三十七回、第三十八回、第三十九回、第四十回、第四十一回、第四十三回、第四十四回、第四十五回、第四十六回、第四十七回、第四十八回、第四十九回及び第五十回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第二回、第三回、第四回及び第八回）
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

二 発行の根拠
法律及びそ
の条項及び
の条項の適
振替法の適
用等

三

四	発行方法	の適用を受けるものとし、その
五	募入決定の方法	る。値を競う。付し。行わ。れる。入
六	発行額	札に。よ。る。発。行。の。利。回。り。格。差。の。小
七	払込金額	各。申。込。の。み。の。ち。の。利。回。り。格。差。の。小
八	最低額面金額	さ。い。も。の。か。ら。そ。の。利。回。り。格。差。の。小
九	振替単位	割。り。当。て。る。か。ら。そ。の。利。回。り。格。差。の。小
十	発行行	の。記。載。又。は。記。録。は。最。低。額。面。金
十一	発行価格	の。整。数。倍。の。金。額。に。よ。る。も。の。と
十二	利率	す。成。二。十。八。年。八。月。十。八。日
十三	経過利率	平。成。二。十。八。年。八。月。十。八。日

$$\frac{1 + \left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}}{100} \times \text{残存年数}$$

（別表のとおり）
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額を加え、次の算式によ
 り算出する。払込期日に払

（（利 回第二付 ）百十国 五年庫 十）債 四 券	（（利 回第二付 ）百十国 四年庫 十）債 四 券	（（利 回第二付 ）百十国 四年庫 十二）債 二 券	（（利 回第二付 ）百十国 四年庫 十一）債 一 券	（（利 回第二付 ）百十国 四年庫 十）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 三年庫 十九）債 九 券	（（利 回第二付 ）百十国 三年庫 十八）債 八 券	（（利 回第二付 ）百十国 三年庫 十七）債 七 券	（（利 回第二付 ）百十国 三年庫 十五）債 五 券	（（利 回第二付 ）百十国 三年庫 十四）債 四 券	名称及び記号
一 ・ 二 %	一 ・ 五 %	一 ・ 八 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 六 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	利率（年）
日年平 九成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十五	十年平 日十成 二四 月十 二四	十年平 日十成 二四 月十 二四	日年平 九成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	償還期限
二十億 円	五十億 円	五十億 円	二十五億 円	円百 九十五億	億二百 六十四	九十億 円	十八億 円	二十三億 円	円五百 三十億	（発 行 額 面 金額）

（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）
二・二%	二・〇%	二・三%	二・三%	二・四%	二・五%	二・五%	二・五%	二・三%	二・四%	二・三%	一・〇%	
日年平三成五月二十三日	日年平九成五月二十二日	日年平三成五月二十二日	日年平三成五月二十一日	九平月成二五月十日	三平月成二五月十日	日年平九成四月二十八日	日年平三成四月二十八日	十年平日十成二月十七日	日年平三成四月二十六日	日年平五成四月二十四日	十年平日十成二月十七日	
八十億円	円百二十七億	八十一億円	八十一億円	百十三億円	億二百七十四	四十六億円	八十九億円	十一億円	二十億円	八十億円	五億円	

（（利 第三付 五十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 回）債 券）
○ ・ 八 %	一 ・ 四 %	一 ・ 四 %	一 ・ 五 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %
日年平 三成 月五 二十八	十年平 日十成 二五 月十 二十七	日年平 九成 月五 二十七	日年平 三成 月五 二十七	十年平 日十成 二五 月十 二十六	日年平 六成 月五 二十六	十年平 日十成 二五 月十 二十五	日年平 九成 月五 二十五	日年平 六成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十三
円百 九十七 億	四 十四 億 円	五 億 円	三 十 億 円	十 九 億 円	十 億 円	億四 百五 十五	九 十 億 円	四 十五 億 円	十 二 億 円	七 十三 億 円	億三 百八 十六

（利付第四十回国庫債券）	（利付第四十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第二十回国庫債券）	（利付第十回国庫債券）
一・四%	二・二%	二・二%	二・二%	二・四%
平成三十一年六月二十七日	平成三十一年六月二十三日	平成三十一年六月二十二日	平成三十一年六月二十一日	平成三十一年六月二十日
三十億円	十四億円	二十五億円	十五億円	二百七十四億円